

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○: 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △: 再検討の有無を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281101036	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	保育所入所に係る各市区町村の各種証明書の記載項目の簡素化・統一化	<p><b>【具体的な内容】</b> 市区町村毎に提出が求められている保育所入所にかかる証明書(就労証明書・育児休業証明書・復職証明書等)のフォームについて、提出者の事務負担軽減を図るべく、簡素化・統一化を図る。 本要望は、「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月2日閣議決定)における工程表の中で、「保育記録や運営費申請等の書類の簡素化・自治体間のバッキを解消する」とされている施策の対象である。したがって早期に実現する方向で、スケジュールを明確化して取り組すべきである。</p> <p><b>【提案理由】</b> 平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととしています。(①事由(保護者の就労、疾病など)、②区分(保育標準時間、保育短時間の2区分))について国が基準を設定しているが、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行なうなど、各市町村における実情を踏まえつつ、個々に設定している。</p> <p>これらの保育所入所にかかる各種証明書について、現状では各市町村ごとに異なる汎用フォームが提供されており、必要記入項目、項目定義等、内容がそれなりに異なるケースが存在する。そのため、証明書の記入・発行にあたり、従業員の住所地ごとに異なるフォームへ、必要項目・項目定義の確認、情報検索を1つづけにしながら、記入する必要がある。こうした作業は、企業側にとって多大な負担となっている。</p> <p>そこで、フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業のシステム化は容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。今後、育児と仕事の両立を目指す従業員はさらに増加すると見込まれることから、保育所入所証明書発行件数も増加すると考えられるため、フォームの簡素化・統一化に向けて早急に取り組むべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 内閣府厚生労働省	平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととしています。(①事由(保護者の就労、疾病など)、②区分(保育標準時間、保育短時間の2区分))について国が基準を設定しているが、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行なうなど、各市町村における実情を踏まえつつ、適切に運用いただいている。	子ども・子育て支援法 児童福祉法	検討に着手	政府においては、保育の「支給認定申請書」及び「保育施設等利用申込書」について、平成29年9月以降の申請・申込からオンラインでの提出が可能とすることとしています。添付される就労証明書についても電子入力が可能な様式の提供を検討しており、様式の項目や手続について、全市町村を対象とした調査を内閣官房を中心で実施しているところです。調査結果を踏まえながら、各種証明書の記載項目の簡素化・統一化についても検討してまいります。	◎
281101041	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	保育所の入所申込時に必要な就労証明書の様式の標準化	<p><b>【具体的な内容】</b> 保育所の入所申込時に、申込者(入所者の保護者)の勤務先企業が記入・証明する「就労証明書」について、地方自治体ごとに様式が異なるため、国が標準様式を作成・周知することにより統一すべきである。 なお、地域における特段の実情に基づき、自治体が標準様式以外の事項の提出を求める必要がある場合は、申込者が最低限の情報を記入し、各企業各個による勤務実績様式での証明でよいこととする等、可能な限り企業・申込者に負担が生じないようにすべきである。</p> <p><b>【提案理由】</b> 保育所の入所申込にあたっては、保護者は自治体に対して「保育の必要性の認定」の申請を行い、自治体は客観的な基準に基づき審査を行うこととされている。自治体による審査基準は、国が設定した基準に、地域における実情を加え、各自治体が各自独自に定めている。 審査基準には保護者の就労に係る事項が含まれるため、保育の必要性認定申請の際にには、「就労証明書」(勤務先か記入・捺印のもの、名称や様式は自治体により異なる)の提出が必要とされている。しかししながら、「就労証明書」の様式および記入項目が自治体ごとに異なるため、企業側は証明書の作成業務を標準化できず、社員(保護者)から証明依頼を受けた都度、記入項目について個別に調査して手書きで記入せざるを得ない。加えて、経年傾向として就労証明書の記載欄が年々増加傾向にあるため、申請者である社員(保護者)と証明を行なう企業側の負担が増加傾向である。 育児と仕事の両立にあたっては、育児中の社員の申請負担軽減とともに、当該社員を雇用する企業側の負担を軽減することも重要である。大手企業では社員が居住する市町村の数が多岐にわたるため、企業負担を軽減する観点から、就労証明書の様式の標準化を実現すべきである。なお、地域における特段の実情に基づき、自治体が標準様式以外の事項の提出を求める必要がある場合は、申込者が最低限の情報を記入し、各企業各個による勤務実績様式での証明でよいこととする等、可能な限り企業・申込者に負担が生じないようにすべきである。 要望の実現により、証明書作成の省力化・自動化が可能になり、社員(保護者)および企業の負担軽減に寄与すると考えられる。 政府の「子育てワントップ検討タスクフォース」のとりまとめでは、「就労証明書の電子的入力が可能な様式を提供する」とあり、様式が統一されないままオンライン化が進む恐れがあるため、オンライン化と併せて様式の統一を検討すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 内閣府厚生労働省	平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととしています。(①事由(保護者の就労、疾病など)、②区分(保育標準時間、保育短時間の2区分))について国が基準を設定しているが、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行なうなど、各市町村における実情を踏まえつつ、適切に運用いたくことが不可欠です。	子ども・子育て支援法 児童福祉法	検討に着手	政府においては、保育の「支給認定申請書」及び「保育施設等利用申込書」について、平成29年9月以降の申請・申込からオンラインでの提出が可能とすることとしています。添付される就労証明書についても電子入力が可能な様式の提供を検討しており、様式の項目や手続について、全市町村を対象とした調査を内閣官房を中心で実施しているところです。調査結果を踏まえながら、就労証明書の標準化についても検討してまいります。	◎

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281102009	28年11月2日	28年11月16日	29年1月31日	災害発生時、通行規制区境内への侵入許可	<p>大規模災害発生に備え、「事前通行許可証」の発行を検討いただきたい。</p> <p>現状、物流会社は、自治体(都道府県)に事前申請し、「事前届出済証」が発行される。災害による通行止め発生時、物流会社は「事前届出済証」を自治体の地域振興センターに持参し、「通行許可証」を発行してもらい、通行止め検問にて「通行許可書」を提示する。</p> <p>これを以下の通り提案する。</p> <p>物流会社は、自治体(都道府県)に事前申請し、「通行許可証」が発行される。通行止め検問にて「通行許可書」を提示する。また、自治体により交付・運用方法が異なるため、全国統一での運用を検討いただきたい。</p> <p>事前届出済証発行の所轄団体でも各県自治体・各県公安委員会と存在し、綴り手順系統が存在することから申請手順が異なり弊害が出ている。</p>	(一社)日本プランチャイズチャーン協会	内閣府警察庁総務省	<p>災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条第1項の規定により、都道府県知事又は都道府県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物質の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両については、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であるか否かの確認を行い、緊急通行車両であることを確認した場合は、同法第2項に基づき、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条に定める様式の標章及び証明書を交付しています。</p> <p>標章を掲示し、証明書を備え付けることのない車両は、都道府県公安委員会が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項の規定に基づく交通規制を実施している道路の区間を通過することができません。</p> <p>また、警察庁では、東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、平成24年3月に「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を作成し、交通検問所における標章及び証明書の交付を含む緊急通行車両の事前届出制度等について定めています。</p>	<p>災害対策基本法第76条第1項 災害対策基本法施行令第33条第1項 災害対策基本法施行規則第6条</p>	<p>前段：対応不可 後段：現行制度下で対応可能</p>	<p>災害時の交通規制では、標章の交付枚数(緊急通行車両の確認を行った車両の台数)を把握して、緊急交通路の交通容量等を踏まえた規制の見直しに反映することとしており、東日本大震災においては、交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の縮小や通行を認める車両の範囲の拡大等の交通規制の見直しを行いました。</p> <p>仮に標章を事前に交付した場合、災後、事前届出を行った全ての車両が使用されるとは限らないため、緊急通行車両の正確な台数が把握できなくなり、緊急交通路の交通容量等を踏まえた適切な交通規制を行えず、人命救助等の災害応急対策に支障が生じることとなるため、標章を事前に交付することはできません。</p> <p>なお、事前届出を行った車両は、発災時、緊急交通路に設置される交通検問所においても、確認を受けて標章及び証明書の交付を受けることができるから、発災後に標章及び証明書の交付を受けるため、地域振興センターを経由して交通検問所に向かう必要は必ずしもないものと考えられます。</p> <p>また、緊急通行車両の「事前届出済証」の交付に係る手順等の運用方法については、災害対策基本法制定時の「災害対策基本法の施行について(通達)」(昭和37年7月20日付け自治庁第6号・自消甲総発第93号)において、緊急通行車両であることの確認の円滑な実施を図るために、都道府県知事と都道府県公安委員会は、相互の連絡調整について十分に配慮が望まれる旨を都道府県知事宛て通達しています。加えて、警察庁では「大規模災害に伴う交通規制実施要領の制定について」(平成24年3月8日付け警察庁内規第7号等)により緊急通行車両等の事前届出についての取扱い等を定めて各都道府県警察に示しております。同通達においても、都道府県公安委員会は、事前届出の受理及び届出済証の交付を受けた者から申出があつた場合の取扱い等について、都道府県知事と必要な調整を図るものとしております。</p>	
281107003	28年11月7日	28年12月19日	29年1月31日	官民が保有する情報を連携するための基盤による行政機関内閣保有情報の民間利活用の推進	<p><b>【具体的な内容】</b></p> <p>国民の利便性の向上(確実な保障の受領や手続き負担の軽減等)ならびに行政機関および民間事業者のサービス品質の向上や事務効率化、コスト低減等を図る観点から、官民が保有する情報を連携するための基盤を構築し、本人の事前同意等を前提として、行政機関が保有する住所等の情報の民間利活用を可能とすべきである。</p> <p><b>【実現理由】</b></p> <p>現在、官民が保有する情報を連携するための基盤が存在しないため、情報の有効な利活用が図られておらず、国民・行政機関・民間事業者に多大なコスト・時間・労力が発生している。</p> <p>番号法によりマイナンバーの利用範囲は法律または地方公共団体の条例で定められており、現在の利用範囲は、災害対策の3つの行政分野の事務以外の利用については、番号法附則第6条において、法律の施行後3年(2018年10月)を目途として災害対策の得つか所要の措置を講ずるとしている。</p> <p>また、災害対策の分野については、たとえ生命保険会社は、激甚災害発生時に支払請求書に記載する目的で保有している保険契約者や保険金受取人のマイナンバーを自社内で顧客検索のキーとして利用することができますが、安否情報や避難先の確認等には利用することができない。</p> <p>今般、「日本再興戦略2016」において、災害発生時におけるマイナンバー制度を利用したことにより効果的な避難支援等の把握等につながる情報共有のあり方について方針を取りまとめることが掲げられた。生命保険会社は東日本大震災に際して安否確認や保険金等の請求実績(「めぐら」)が、たとえば災害発生時、生命保険会社からの照会にもとづき、警察や市町村が被災した被保險者等に関する情報(死亡情報、最新の住所、避難先等)を提供できることが明確になれば、被保險者はより迅速かつ確実に保険の提供を受けることができるようになります。さらに、公的・社会保険を補完する生命保険事業の公益性を鑑み、本人の事前同意等を前提として、生命保険会社が平時においても行政機関保有情報を利用することができますが、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な保全サービスの提供につながり、安全・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与するとの考えられる。</p> <p>官民が保有する情報を連携するための基盤の構築にあたっては、たとえ生命保険会社が、引越しあり死亡等のラフペーパーに記載したワントップサービスの一環として終身年金・死亡保険金の支払や住所変更等の手続きを迅速かつ確実に提供することや、マイナーポータルの電子私書箱を利用して保険料控除証明書の交付等や必要な情報をタイルリーかつ確実に提供するなど、マイナンバー制度のインフラを活用して国民の利便性向上や高齢者に対する契約管理・支払管理体制の強化につなげることも重要である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房内閣府総務省	<p>住民基本台帳に記録されている住所情報を含めた個人情報を入手するためには、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求又は住民票の写しの交付請求により行うこととされており、また、個人情報保護の観点から、一定の条件を満たさない限り、入手することはできないことされています。</p> <p>具体的には、</p> <p>①請求者本人または同一世帯員は、自身の住民票の写しの交付請求が可能であること。</p> <p>②一方、国又是地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要であると認められる場合に限り、閲覧または住民票の写しの交付を請求することが可能であること。</p> <p>③また、それ以外の第三者は、公益性の高い活動を行るために必要であると認められる場合に閲覧を請求することが可能であり、また、市町村長が認める場合に閲覧を請求することが可能であること。</p> <p>マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野を利用することができます。</p> <p>また、マイナンバーの利用範囲は、番号法附則第6条第1項において、法律の施行後3年を目途として、必要があると認めるときは、国民の理解を得つつ所要の措置を講ずるとしています。</p> <p>なお、マイナーポータルは平成29年1月より利用が開始され、マイナンバー法の附則においては、その設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。</p>	<p>住民基本台帳法第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第12条の3</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、附則第6条第1項、第3項、第4項</p>	<p>対応不可 現行制度下で対応可能</p>	<p>住民基本台帳から住所等の情報を入手するためには、住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付によるべきものであり、ご要望のように、行政機関が保有する住所等の情報を民間でも活用可能とするための基盤構築については、認められません。</p> <p>また、ご要望のような情報の提供については、不必要な情報まで提供するおそれがあること、住民基本台帳の情報が容易かつ大量に入力できるとともに、容易に他者に抵触するおそれがあること等、個人情報保護の観点から適切でないため、制度化することはできないと考えています。</p> <p>なお、公的個人認証サービスは住民票と連動しており、2種類の電子証明書の失効情報を確認することで、基本4情報の変更や住民票の消滅といった異動の契機を把握することができます。この仕組みは平成28年1月から民間事業者にも開放されており、顧客の現況確認等に活用可能であるから、これを活用していただけます。</p> <p>一方で、マイナンバーそのものの利用範囲の見直しについては、番号法の規定に基づき、現行の利用事務との関連性が高く、国民の利便性や行政の効率化の観点から効果の期待が得られているところです。</p>	

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案について
  - : 再検討が必要(「〇」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
  - △: 再検討の要否を判断するため、事務局が坦率に内閣に対する事実関係を確認する車両

受付番号	受付日	所管省庁の検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状			該当法令等	対応の分類
281129001	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 1月31日	組換えDNA技術を利用して製造された食品のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された食品について安全性評価の考え方策定要望	<p>組換えDNA技術を利用して製造された食品は、食品安全衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた「食品・添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）」において厚生労働大臣が定める安全性審査を経たものでなければならぬと定められている。</p> <p>厚生労働省は、同告示に基づき遺伝子組換え食品等について品目ごとに食品安全委員会の意見を聞き安全性審査を行っている。そのうち、アミノ酸等の組換え微生物を利用して製造された最終産物が高度に精製された非タンパク質性以下、高度精製の添加物についてには、食品安全委員会にて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（附則）に基づき審議され本剤での安全性認証が必要ない場合には「遺伝子組換え添加物に該当しないのみならず取扱いを行っている。同審査で安全性確認のみの高度精製添加物に44品目あり、実績が集積されている。</p> <p>一方、食品には製造過程や最終産物の品質が高度精製添加物にあっても遺伝子組換え食品（微生物）の評価方法がない現状がある。高度精製食品は欧米では組換え食品に該当しない。日本も国際会議の観点から「遺伝子組換え食品に該当しない」と見なされたために本剤評価ではなく高度精製添加物と同様に附則による評価が必要である。</p> <p>食品は添加物ではなくなり、様々な形態のものがあるが高度精製食品に該当するものは高純度の化合物におけるのと限らず、高度精製添加物と同様、非タンパク質性のもので、アミノ酸、核酸、ビタミン、糖類等が申請書象徴によると記載される。食品の規格は企業の自家規格である点は添加物と異なるが、当該食品は生化学的、栄養・生理学的の類似性があり、かつ使用実態や安全性情報等の類似した添加物の公定書規格を利用する等で、当該食品の自家規格の妥当性も食品安全委員会において評価し得るところである。</p> <p>なお、「医薬品の効果を標準しない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）」の食品安全衛生法上の取り扱いの改正についての「別添(4)(5)」収載の成分本質（原料）には、微生物を利用し製造された非タンパク質性のものが多く存在し将来的に組換え微生物を利用して製造された多くの高度精製食品の市場導入が想定されるため、食品安全における技術発展の観点からも、ぜひとも早期の附則策定を検討頂きたい。</p>	国際アソシエーション	内閣府 厚生労働省	<p>遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品又は添加物については、食品安全衛生法（昭和22年法律第233号）、食品・添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）及び組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成12年厚生省告示第233号）に基づき、品目ごとに厚生労働省が食品安全委員からの意見を聽いた上で、その安全性について審査を行っています。</p> <p>食品安全委員会が実施している遺伝子組換え添加物や食品のリスク評価においては、安全性が確認された既存の添加物や食品と比較し、その安全性が同等以上であるかを確認します。</p> <p>添加物に関しては、厚生労働省では、食品安全衛生法に基づき、公衆衛生の見地から、成分規格を設定するなどの管理措置を取っています。</p> <p>食品安全委員会では、この管理措置を前提とし、遺伝子組換え添加物の操作等に伴う評価を行っており、この考え方について「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）といふ附則を定めています。本附則により安全性評価が終了した添加物が、いわゆる高度精製添加物と呼ばれているのです。一方、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品については、遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準（平成20年6月26日食品安全委員会決定）により、その安全性を評価する仕組みとなっております。</p>	食品安全衛生法	その他	御提案のいわゆる高度精製食品については、食品と添加物ではその取扱いに異なる部分があることから、採取量や取扱形態等を勘案し、高度精製添加物と同様の安全性審査の方法をとれるかどうかを含め、リスク管理機関である厚生労働省及びリスク評価機関である食品安全委員会が連携し、当面は、個別の事例において対応していくことを検討しております。	△
281129024	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 1月31日	組換えDNA技術を利用して製造された食品のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された食品に係る安全性評価の考え方策定	<p>(具体的な内容) 遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性食品について安全性評価の考え方（附則）を策定して欲しい。</p> <p>(提案理由) 「組換え微生物を利用して製造され、最終産物が高度に精製された非タンパク質性」（以下、「高度精製」）の食品は、海外の多くでは組換え規制の対象外であり、組換え食品に該当しないが、国内では組換え微生物を作らせた食品は最終産物に組換え体を含まないものであっても安全性審査の対象となる。現在、高度精製「添加物」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の下、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（附則）にて、安全性審査を経たものは、遺伝子組換え食品に該当しないと見なされる。しかし、高度精製食品が対象となる「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」には、「多岐にわたる遺伝子組換え食品（微生物）を一律の基準で評価することが困難な場合に、個別に「安全性の考え方」を追加して評価を行うことを必要とする」と明記されているものも関わらず、結果は最終産物に組換え体を含む食品と同様、本剤による評価を受けた結果のうち、「遺伝子組換え食品として安全である」との実績をもつて認められることが多い。そのため、今まで、一件の申請も本剤で評価を終えていないのが実情である。「高度精製食品の安全性の考え方」がない実情は、国内食品安全産業の発展阻害、ひいては国民が食品安全を購入する機会の消失を生んでいるとの懸念がある。さらには、高度精製食品が組換え規制の対象か否かを判断する術がなく、国内の規制を十分理解せざるまま輸入された違反品を取り締まることは困難である。以上より、国内の規制を遵守する企業を支える観点からも、高度精製食品の安全性審査の枠組み作り（安全性評価の考え方（附則）の策定）を早期に行って頂きたい。</p>	日本バイオ産業会議	内閣府 厚生労働省	<p>遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品又は添加物については、食品安全衛生法（昭和22年法律第233号）、食品・添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）及び組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成12年厚生省告示第233号）に基づき、品目ごとに厚生労働省が食品安全委員からの意見を聽いた上で、その安全性について審査を行っています。</p> <p>食品安全委員会が実施している遺伝子組換え添加物や食品のリスク評価においては、安全性が確認された既存の添加物や食品と比較し、その安全性が同等以上であるかを確認します。</p> <p>添加物に関しては、厚生労働省では、食品安全衛生法に基づき、公衆衛生の見地から、成分規格を設定するなどの管理措置を取っています。</p> <p>食品安全委員会では、この管理措置を前提とし、遺伝子組換え添加物のうち、高度に精製された非タンパク質性添加物については、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方（平成17年4月28日食品安全委員会決定）といふ附則を定めています。本附則により安全性評価が終了した添加物が、いわゆる高度精製添加物と呼ばれているのです。一方、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品については、遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準（平成20年6月26日食品安全委員会決定）により、その安全性を評価する仕組みとなっております。</p>	食品安全衛生法	その他	御提案のいわゆる高度精製食品については、食品と添加物ではその取扱いに異なる部分があることから、採取量や取扱形態等を勘案し、高度精製添加物と同様の安全性審査の方法をとれるかどうかを含め、リスク管理機関である厚生労働省及びリスク評価機関である食品安全委員会が連携し、当面は、個別の事例において対応していくことを検討しております。	△

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○: 再検討が必要(◎)に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281130011	28年11月30日	28年12月19日	29年1月31日	各市区町村の保育所入所にかかる各種証明書の記載項目の統一化	<p>市区町村毎に提出が求められている保育所入所に係る証明書(就労証明書・育児休業証明書・復職証明書等)のフォームについて、提出者の事務負担経済を図るべく、簡素化・統一化を図る。本要望は、「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月2日閣議決定)における工程表の中では「保育記録や運営費申請等の書類の簡素化・自治体間のバラエティを解消する」とされている施策の対象である。したがって早期に実現する方向で、スケジュールを明確化して取り組むべきである。</p> <p>なお、本要望が「億総活躍施策」の対象外であった場合も、自治体間のバラエティ解消等は保育サービス利用者の負担軽減を通じて「一億総活躍」に寄与するところと考える。</p> <p>平成21年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保育事業の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととしている。保育の必要性認定に当たっては(1)事由(保護者の就労、疾病など)、(2)区分(保育標準時間、保育短時間の2区分)について国が基準を設定しているが、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化・詳細設定を行なうなど、各市町村における実情を踏まえながら、保育所入所に係る各種証明書について、現状では市区町村毎に異なる汎用フォームが提供されており、必要記入項目・項目定義等、内容がそれ程異なっているケースが存在する。そのため、証明書の記入・発行が複数のフォームごとに異なる必要項目・項目定義の確認、情報検索を伴うつづけ書きが多くなる。こうした作業は、企業側に多くの負担となっている。また、サービス利用者にとっても負担となるケースが発生している。</p> <p>フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業のシステム化は容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。今後、育児しながら仕事をする人がさらに増加する見込みされ、各種証明書発行件数も増加を考えられ、フォームの簡素化・統一化に早急に取り組むべきである。なお、簡素化の上統一が望ましいものの、仮にそれらが困難な場合は簡素化により統一化を優先いただきたい。即ち、昨年回答で「保育の実施主体である市町村が地域の実情に鑑みて適切に実施」している点も考慮し、個々の自治体による判断が積み重ねよう記載項目の拡大も含めご検討賜りたい。</p>	(一社)日本損害保険協会	内閣官房 内閣府 厚生労働省	<p>平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行なうこととしている。保育の必要性認定に当たっては(1)事由(保護者の就労、疾病など)、(2)区分(保育標準時間、保育短時間の2区分)について国が基準を設定しているが、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化・詳細設定を行なうなど、各市町村における実情を踏まえながら、保育所入所に係る各種証明書について、現状では市区町村毎に異なる汎用フォームが提供されており、必要記入項目・項目定義等、内容がそれ程異なっているケースが存在する。そのため、証明書の記入・発行が複数のフォームごとに異なる必要項目・項目定義の確認、情報検索を伴うつづけ書きが多くなる。こうした作業は、企業側に多くの負担となっている。また、サービス利用者にとっても負担となるケースが発生している。</p> <p>フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業のシステム化は容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。今後、育児しながら仕事をする人がさらに増加する見込みされ、各種証明書発行件数も増加を考えられ、フォームの簡素化・統一化に早急に取り組むべきである。なお、簡素化の上統一が望ましいものの、仮にそれらが困難な場合は簡素化により統一化を優先いただきたい。即ち、昨年回答で「保育の実施主体である市町村が地域の実情に鑑みて適切に実施」している点も考慮し、個々の自治体による判断が積み重ねよう記載項目の拡大も含めご検討賜りたい。</p>	子ども・子育て支援法 児童福祉法	検討に着手	<p>政府においては、保育の「支給認定申請書」及び「保育施設等利用申込書」について、平成29年9月以降の申請・申込からオンラインでの提出が可能とすることとしています。添付される就労証明書についても電子入力が可能な様式の提供を検討しており、様式の項目や手続について、全市町村を対象とした調査を内閣官房を中心に実施しているところです。調査結果を踏まえながら、各種証明書の記載項目の簡素化・統一化についても検討してまいります。</p>	◎
281130022	28年11月30日	28年12月19日	29年1月31日	高度精製品の「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性評価方法の国際調和	<p>現在国内では、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品及び添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タバコ質性(以下、「高度精製」)の食品及び食品添加物も、「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査」を受けなければならない。</p> <p>しかし、諸外国では、最終産物に組換え体を含まない高度精製品は規制の対象外になっていた。</p> <p>高度精製添加物については、国内でも、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タバコ質性添加物の安全性評価の考え方(平成17年4月26日食品安全委員会決定)」に従って安全性が確認されたものは、「遺伝子組換え添加物」に該当しないとの判断を受けることが可能なため、安全性審査の対象ではあるものの最終的な判断は海外との翻訳がない。</p> <p>一方で、高度精製食品については、安全性評価を行う食品安全委員会に添加物と同様の安全性評価の考え方を存在しないため、現状では「最終産物に組換え体を含む食品」と同様、本則での評価方法しか整備されておらず、その結果、「遺伝子組換え食品」として安全かどうかの審査を受けることとなり、本来高度精製品は、製造工程で組換え微生物を用いてはいるが、その品目自体は純粋な化合物であり、EUや米国と同様に規制の対象外とされるのが適切であると考えるが、「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き」(平成12年厚生省告示第233号)に従うのであれば、せめて高度精製食品も「遺伝子組換え食品に該当しない」との判断が可能な安全性評価の枠組みがあつてかかるべきである。</p> <p>「遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準」の中でも、「多岐に亘る遺伝子組換え食品(微生物)を一律の基準で評価すること」困難である場合もあり、食品の製法及び性状等にして個別に追加され、「安全性評価の考え方」に基づき安全性評価を行うことを必要とされる」と書かれられており、高度精製食品の安全性評価の考え方(附則)を作れる素地は十分にある。</p> <p>高度精製品は、組換え技術応用品か否かの検出が非常に困難であり、違反品の取り締まりが難しい実感からも、法律を遵守する企業に不利益が生じないよう適切な評価枠を作つて頂くことを強く要望すると共に、安全性評価の実績が積まれた既には組換え規制から除外されることを期待する。</p>	(一社)国際農業食品協会	内閣官房 厚生労働省	<p>遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品又は添加物について、は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)及び組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年厚生省告示第233号)に基づき、品目ごとに厚生労働省が食品安全委員会からの意見を聞いた上で、その安全性について審査を行っています。</p> <p>食品安全委員会が実施している遺伝子組換え添加物や食品のリスク評価においては、安全性が確認された既存の添加物や食品と比較し、その安全性が同等以上であるかを確認します。</p> <p>添加物に関しては、厚生労働省では、食品安全衛生法に基づき、公衆衛生の観点から、成分の規格を設定するなどの管理措置を行っています。食品安全委員会では、この管理措置を前提とし、遺伝子組換え添加物のうち、高麗に精製され、かつ非タバコ質性の添加物については、本規格を満たす既存の添加物と同等の精製度であるから等、通常よりも評価項目を絞った評価を行っており、この考え方について「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タバコ質性添加物の安全性評価の考え方(平成17年4月26日食品安全委員会決定)」という附則を定めています。本附則により安全性評価が終了した添加物が、いわゆる高度精製添加物と呼ばれているのです。一方、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品については、遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準(平成20年6月26日食品安全委員会決定)により、その安全性を評価する仕組みとなっております。</p>	食品安全衛生法	その他	<p>御提案のいわゆる高度精製食品については、食品と添加物ではその取扱いに異なる部分があることから、摂取量や摂取形態等を勘案し、高度精製添加物と同様の安全性審査の方法をとれるかどうかを含め、リスク評価機関である食品安全委員会が連携し、当面は、個別の事例において対応していくことを検討しております。</p>	△

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○: 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要					
281130041	28年11月30日	28年12月19日	29年1月31日	民間事業者による行政情報の有効な利活用を推進するなど官民が保有する情報を連携するための基盤の構築	<p>現在、官民が保有する情報を連携する基盤が存在しないため、情報の有効な利活用が図られておらず、国・行政機関・民間事業者に多大なコスト・時間・労力が発生している。</p> <p>番号法により導入された番号制度でも、現時点では民間事業者が行政情報を有効に利活用するために官民共に情報連携を行うことはできず、法施行後3年(平成30年10月)を目指して検討を行い、所要の措置を講じることとされている。</p> <p>同法では、災害対策の分野で番号制度が利用できるとされているが、激甚災害時に生命保険会社が個人番号を利用するには、支払調書に記載する形で保有している保険契約者や被保険金受取人の個人番号を自社内で顧客検索のキーとして用いる場合のみであり、安否情報や避難先などの確認に利用することができない。</p> <p>東日本大震災に際し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求勧奨に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して警察や市区町村が被災した被保険者等に関する情報(死亡情報、最新の住所、避難先等)を提供できることは明確になれば、被災者に対するより確実な保障の提供が可能となる。</p> <p>なお、「日本大震災対策2016」には、災害発生時等における番号制度を利用したより効果的な避難状況等の把握等につながる情報共有のあり方について方針を取りまとめることが掲げられている。</p> <p>また、現行の番号法では行政機関が社会保障等に規定されているが、公的的社会保障を補完する生命保険事業の共通性に鑑み、本人の事前同意を前提として、生命保険会社が平時ににおいても行政機関間有情報を利用することができますが、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な保全サービスの提供に繋がり、安全・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与すると考えられる。</p> <p>また、番号制度を利用してすることで、引越しや死亡等のライフイベントに応じたワンストップサービスとして、例えば、終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続きを迅速かつ確実に実施することができる。特に高齢者に対する確実な契約管理・支払管理機能の構築が可能となる。</p> <p>さらに、マイボーラルが整備され、生命保険会社が電子手帳を利用することで通知を行うことができれば、お客様の利便性が一層向上する。例えば、当該機能を通じて保険料控除証明書の交付等を行うことができれば、必要な最新情報をタブリードすることができる可能性となる。</p>	(一社)生命保険協会	内閣官房 内閣府総務省	<p>住民基本台帳に記録されている住所情報を含めた個人情報を入手するためには、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求又は住民票の写しの交付請求により行うこととされており、また、個人情報保護の観点から、一定の要件を満たさない限り、入手することはできないこととされています。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①請求者本人または同一世帯員は、自身の住民票の写しの交付請求が可能であること。</li> <li>②一方、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要であると認められる場合に限り、閲覧または住民票の写しの交付を請求することが可能であること。</li> <li>③また、それ以外の第三者は、公益目的の高い活動を行うために必要であると市町村長が認める場合に閲覧を請求することが可能であり、また、自己の権利の行使又は義務の履行のため、国又は地方公共団体に提出するため等、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合に限り、住民票の写し等の交付を申し出しがれが可能であること、とされています。</li> </ul> <p>マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保険分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。</p> <p>また、マイナンバーの利用範囲は、番号法附則第6条第1項において、法律の施行後3年を目途として、必要があると認めると、国民の理解を得つつ所要の措置を講ずております。</p> <p>なお、マイナーハートは平成28年1月より利用が開始され、マイナンバー法の附則においては、その設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。</p>	住民基本台帳法第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第12条の3	対応不可	現行制度下で対応可能	<p>住民基本台帳から住所等の情報を入手するためには、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付によるべきものであり、ご要望のように、行政機関が保有する住所等の情報も民間でも活用可能とするデータの基盤構築については、認められません。</p> <p>また、ご要望のような情報の提供については、不必要な情報まで提供するおそれがあること、住民基本台帳の情報が容易かつ大量に入手できるとともに、容易に他人に拡散するおそれがあること等、個人情報保護の観点から適切でないため、制度化することはできないと考えています。</p> <p>なお、公的個人認証サービスは住民票と連動しており、2種類の電子証明書の失効情報を確認することで、基本情報の変更や住民票の消滅といった異動の契機を把握することができまます。この仕組みは平成28年1月から民間事業者にも開放されており、顧客の現況確認等に活用可能であることから、これを活用していただきたいと考えています。</p> <p>一方で、マイナンバーそのものの利用範囲について、社会保険分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。</p> <p>また、マイナンバーの利用範囲は、番号法附則第6条第1項において、法律の施行後3年を目途として、必要があると認めると、国民の理解を得つつ所要の措置を講ずております。</p> <p>一方で、マイナンバーそのものの利便性が高く、国民の利便性や行政の効率化の観点から効率的に期待される戸籍事務、旅券事務等への拡大の可能性について、内閣官房において検討を行っているところです。</p>				
281130042	28年11月30日	28年12月19日	29年2月28日	利子補給金制度における支給対象先の拡大	<p>【提案の具体的な内容】</p> <p>・利子補給金制度(総合特区支援利子補給金・環境配慮型融資促進利子補給金の制度)における補助金の支給対象に生命保険会社を加えて頂くことを要望します。</p> <p>【提案理由】</p> <p>・利子補給金制度において、金融機関が特定分野に係る企業貸付を行う際、利子補給を受けることができます。</p> <p>・当制度では、生命保険会社は対象となっていましたが、本年、エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金(経産省)および環境リスク調査融資促進利子補給金(環境省)については、措置を講じて頂いています。</p> <p>・他にも生命保険会社に対象となっていない利子補給制度がある中で、今年度は、総合特区支援利子補給金(内閣府)と環境配慮型融資促進利子補給金(環境省)について、支給対象に加えて頂くことを要望します。</p> <p>・生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により運用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されています。</p> <p>・したがって、利子補給金制度においては、補給金の支給対象に生命保険会社を加えることは、企業の資金調達手段の多様化や資金調達先の分散化に繋がり、ひいては地域経済や日本経済全体の発展に繋がるものと考えられます。</p>	(一社)生命保険協会	内閣府	<p>【内閣府】</p> <p>総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定(以下「指定金融機関」という)。したうえで、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に賃付けした日から起算して5年間です。</p> <p>【環境省】</p> <p>金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から5年内にCO2排出量3% (又は5年内に5%)以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行います。</p> <p>なお、支給対象となるいる金融機関は、銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び学識金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社日本政策投資銀行です。</p>	【内閣府】総合特別区域法第28条 【環境省】環境配慮型融資の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進(に関する法律)(第4条第5項)、特別会計に関する法律(第85条第3項第1項)、特別会計に関する法律施行令(第50条第7項第10号)	【内閣府】検討に着手	【内閣府】	<p>【内閣府】</p> <p>生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により運用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されているものであり、総合特区の推進に資する事業を行う事業者にとって資金調達手段の多様化につながるると考えられる一方、生命保険会社における融資はあくまで保険業務の健全かつ適切な運営のための運用の手段であると考えられます。</p> <p>本件は昨年度も同様の提案がなされており、生命保険会社の融資に対する営業審査体制や融資による事業効率の検証体制やこれまでの実績等に関する検証を実施し、利子補給金を受けることのできる金融機関に追加するか否かを、関係省庁と協議の上、検討しているところです。</p> <p>上記内容を踏まえ、総合特区の推進に資するかどうかを判断し、平成28年度中に結論を出し、平成28年度中に必要な措置を講ずることとする予定です。</p> <p>【環境省】</p> <p>環境配慮型融資促進利子補給事業については、平成27年度以降、環境配慮型融資の取組が停滞している地域金融機関の取組の振興拡大を図るために、環境配慮型融資に係る一定の実績を有する金融機関と実績の乏しい地域金融機関との連携(知見の提供・共有等)によるシンジケートローンに本事業の対象を限定することとしています。</p> <p>それを踏まえ、既に依頼させていただいている(一社)生命保険協会としての環境配慮型融資に関する取組実績等を確認させていただいた上で対応を検討したいと考えています。</p>	【内閣府】			

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
281208001	28年12月8日	29年1月16日	29年1月31日	公益法人の審査等における、各地域の行政庁等による対応の均質化・充実化	(具体的な提案内容) 公益認定法第5条に基づく公益認定の審査、同法第11条に基づく変更の審査、同法第27条に基づく報告等に付き、各地域の行政庁の対応を均質化・充実化する観点から、担当者が共用するマニュアルを充実化する等の対応を取ること。特に、公益認定の審査に当たって、一部の行政庁や担当者において行われているような、一般財団・社団法人としての実績がなければ認定しないとの対応を取ることのないよう、担当者向けマニュアル等を通じて徹底すること。 また、更なる対応の充実化に向けて、各担当行政庁による相談窓口を設けた上で、経験豊富な相談員を配置すること。相談員に対しては、内閣府による十分な研修を実施するなど、申請者に対し、時宜に応じ柔軟かつ適切な対応が可能な体制を整えること。さらには、将来的に公益法人の設立を支援するセンターを設立することについて、検討すること。 (提案理由) 公益法制度を所管する内閣府公益認定委員会、各都道府県の公益認定等審査会及びそれらの事務局において、公益認定法第5条に基づく公益認定の審査、同法第11条に基づく変更の審査、同法第27条に基づく報告等における対応が、各行政庁や、同じ行政府でも担当者によって大きく異なる事例が多くある。例えば、行政庁や担当者によっては、公益認定の審査に当たって、一般財団・社団法人としての実績がない場合は認定しないとの運用を行っている例もある。また、公益認定に関しては、内閣府で年次上審査が終わらなかった一方、地域の公益認定等審査会では同種の法人が半年で認定されたケースがある。担当者も1~2年で交代することが多く、着任から間もない担当者の場合、経験不足のため、公益認定の審査に限らず、事業報告に係る内容の確認等において、必要以上の事務負担や時間を要することもある。 また、申請者によっては申請者に対する相談会等を実施しているところもあるが、なかなか予約が取れないという問題がある。また、そもそも相談会等を実施していない行政庁もある。申請者に対する支援体制の不足から、時宜に応じた対応をもらえないということにつながっている。	新経済連盟	内閣府	公益認定制度は、事業を実施している一般(社団・財団)法人が、自らの判断により行政庁(内閣府又は都道府県)に申請を行い、公益認定法に定める基準に適合していれば、当該法人に公益認定がされるという仕組みです。その効果として、行政庁の一定の監督があることによる法人の信用力の向上や、法人税や寄附金による税制上の優遇による事業支援等があるものと考えています。このように公益認定制度は、法人が事業を実施することを何を妨げるものではなく、いわゆる「規制行政」とは異なるものと認識しています。 公益認定の申請をした一般社団・財団法人は、公益認定法第5条各号に掲げる公益認定の基準に該当すると認められたときは、内閣総理大臣又は都道府県知事の認定を受けることができます(法4条、5条)。 公益法人は、公益目的事業の種類又は内容の変更をしようとする場合は、軽微な変更を除き、行政庁の認定を受けなければならないません(法11条)。 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、公益法人に対し報告徴収及び立入検査を行うことができます(法7条)。ただし、その権限は、欠格事由の調査を除き国又は都道府県の合意制の機関に委託されています。	公益認定法第4条、第5条、第11条、第27条	現行制度下で対応可能		公益認定制度においては、各行政庁が設置する各合意制の機関等の意見等を踏まえ、その判断において公益認定の審査等を行なう仕組みとなっていますが、内閣府においては、制度を一定程度に運用する観点から、各行政庁の対応が一定程度均質化されるよう種々の取組を行っています。 まず、毎年度、全国の担当者を集めた会議及び地域ブロックごとの会議を開催することにより、各行政庁であった事例の共有を図っています。 公益認定の審査においては、申請時に一般法人としての事業実績が無い法人でも、提出された書類が事業の公益性の有無等を十分判断できる内容となっていたら、審査(認定又は不認定)を行うことは可能であり、内閣府及び都道府県が運営するホームページでは、その旨が表示されています。 また、公益認定法第11条に基づく変更認定申請の考え方については、「公益目的事業に係る認定申請、変更提出ガイド」を平成28年1月に公表し、周知を図っています。 公益法人に対する報告徴収、立入検査について、「監督の基本的な考え方」(平成20年11月21日内閣府、「立入検査の考え方」(平成21年12月24日(平成26年5月14日一部改訂)内閣府)をホームページに掲載するなどして、上記の全国規模の会議等の機会を捉えて、基本的な考え方の周知及び開通情報を共有を行っています。 今後とも、行政庁間での過剰な情報共有を避け、対応の均質化・充実化を図ってまいります。	
281208002	28年12月8日	29年1月16日	29年1月31日	公益認定の審査期間の短縮(標準処理期間の遵守)	(具体的な提案内容) 公益認定法第5条に基づく公益認定において、審査の標準処理期間(4か月)の遵守を徹底すること。 (提案理由) 公益認定法第5条に基づく公益認定に当たっては、「公益認定等に関する標準処理期間について」(平成23年8月1日 内閣府大臣官房公益法人行政担当室)において、標準処理期間が4か月とされているにもかかわらず、審査期間がそれを大幅に超過することが多々ある。例えば審査が1年以上に及ぶこともある等、公益法人の設立に当たって、大きな障害となっている。	新経済連盟	内閣府	公益認定制度は、事業を実施している一般(社団・財団)法人が、自らの判断により行政庁(内閣府又は都道府県)に申請を行い、公益認定法に定める基準に適合していれば、当該法人に公益認定がされるという仕組みです。その効果として、行政庁の一定の監督があることによる法人の信用力の向上や、法人税や寄附金による税制上の優遇による事業支援等があるものと考えています。このように公益認定制度は、法人が事業を実施することを何を妨げるものではなく、いわゆる「規制行政」とは異なるものと認識しています。 公益認定の申請をした一般社団・財団法人は、公益認定法第5条各号に掲げる公益認定の基準に該当すると認められたときは、内閣総理大臣又は都道府県知事の認定を受けることができます(法4条、5条)。 内閣府における公益認定の審査については、「公益認定等に関する標準処理期間について」(平成23年8月1日 内閣府公益法人行政担当室)において、通常要すべき期間を4か月としています。	公益認定法第4条、第5条	現行制度下で対応可能		公益認定制度においては、どのような事業を行っている法人でも公益認定の申請が可能であるため、多種多様な事業について公益認定の審査を行なっています。また、個別の申請によつては、申請書類に不備があったり、申請内容が不明確で確認・修正等の作業が必要となったりするものがあります。こうしたことから、審査期間が当初の想定を大きく超えることもありますため、全ての申請に対する標準処理期間内に処分を行うことは困難ですが、可能な限り速やかに審査が行われるよう努めているところです。 なお、公益認定法上、一般社団・財団法人において、公益認定を受けなければ事業を実施できないということはありません。	
281208003	28年12月8日	29年1月16日	29年1月31日	公益法人の収支相償原則の更なる彈力的運用((1)例外の適用拡大)	(具体的な提案内容) 新経済連盟は、収支相償原則の撤廃を含めた公益法人制度の抜本的見直しを提案しているところであるが、ここでは、当面の対策として、収支相償原則の更なる弾力的運用について、本項目以下3点を提案する。 一目立てとして、単年度の収支相償原則の例外(特定費用準備資金の積立、公益資産取得資金の積立等)について、より幅広く通用できるものとし、中長期的に収支が均衡することを一定の合理性をもって説明できるものであれば認められるものとするとともに、複数年度にわたる法人財政の安定化のための資金(財政安定化資金)についても含めることとする。 (提案理由) 公益法人の収支相償原則については、内閣府が定めるガイドラインにおいても、特定費用準備資金の積立、公益資産取得資金の積立等により、中長期的に収支が均衡することが確認されれば収支相償を満たすものとされているが、それらの積立における剩余金解消計画について、行政庁によつては、極めて具体的に用途を示すことができるものか事実上認められない状況となっている。 しかしながら、特に小規模の公益法人にとって、毎年の収入・寄附、金融資産の運用収益等)や公益事業(例えば災害への急患対応)の支出が不安定であることから、剩余金解消計画において具体的な用途を示すこと困難な場合も多い。また、そうした事情から、複数年度にわたる法人財政の安定化のための資金(財政安定化資金)が必要とされている。	新経済連盟	内閣府	公益認定制度は、事業を実施している一般(社団・財団)法人が、自らの判断により行政庁(内閣府又は都道府県)に申請を行い、公益認定法に定める基準に適合していれば、当該法人に公益認定がされるという仕組みです。その効果として、行政庁の一定の監督があることによる法人の信用力の向上や、法人税や寄附金による税制上の優遇による事業支援等があるものと考えています。このように公益認定制度は、法人が事業を実施することを何を妨げるものではなく、いわゆる「規制行政」とは異なるものと認識しています。 公益法人は、その公益目的事業を行なうことを目的とする収入を得てはなりません(法5条、14条)。公益法人は、公益目的事業に係る資金が我が非課税になるなど税の優遇措置を受けることになりますが、この「収支相償の基準」は、公益法人が税制上の優遇を受けるための重要な前提となっています。 特定費用準備資金及び資産取得資金の積立については、「当該資金の目的である活動を行なうことが見込まれること」、「積立限度額が合理的に算定されていること」など認定法施行規則第18条第3項各号(第22条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の要件を満たすものでなければなりません(府令第18条、第22条第4項)。	公益認定法第5条、第6号、第14条、施行規則第18条、第22条第4項	現行制度下で対応可能		公益認定法における収支相償の基準は、必ずしも単年度で満たさなくてはならないものではなく、法人が実施する公益目的事業が拡大していくことを想定し、複数年度を通して収支が均衡する場合には基準に適合するものと取り扱われます。内閣府では、こうした法律の趣旨を踏まえ、各法人の収支相償の基準適合性の確認を行っています。さらには、こうした適用が各行政庁でも徹底されようとしてロードマップ会議を通じて積極的に情報共有を行っているところです。 また、特定費用準備資金については、将来の公益目的事業を見据えて柔軟に活用することが可能であり、例えば予備費等、将来の一般的な需要や資金繰りのために保有している資金を特定費用準備資金とすることはできませんが、将来の収支の変動に備えて法人が自由に積立する資金については、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、活動見込みや積立限度額の見積もりが可能であるなどの場合には、特定費用準備資金とすることが可能です。	

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁での検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281208004	28年12月8日	29年1月16日	29年1月31日	公益法人の収支相償原則の更なる彈力的運用(②二段階計算方式を一段階に)	(具体的な提案内容) 収支相償原則の更なる弹力的運用について、二点目として、二段階計算方式(各事業単位での収支相償及び法人の公益活動全体での収支相償)を、一段階計算方式(法人の公益活動全体での収支相償のみ)に改めること。  (提案理由) 収支相償原則の趣旨は、公益法人が利益を内部で溜めず、公益目的事業に充てるべき財源を最大限活用し、受益者を広げるものであると考えられ、そうであるとすれば、公益法人が行っている公益目的事業全体の収支相償のみを問題とすべきであって、個別事業ごとに収支相償を求めるることは過剰である。個別事業ごとに厳しく収支相償を求めて、法人として実施を躊躇する公益事業が生じる、非効率な運営を招くなどの問題が生じている。	新経済連盟	内閣府	公益認定制度は、事業を実施している一般(社団・財団)法人が、自らの判断により行政(内閣府又は都道府県)に申請を行い、公益認定法に定める基準に適合していれば、当該法人に公益認定がされるという仕組みです。その効果として、行政の一定の監督があることによる法人の信用力の向上や、法人税や寄附金に係る税制上の優遇による事業支援等があるものと考えています。このように公益認定制度は、法人が事業を実施することを何を妨げるものではなく、いわゆる「規制行政」とは異なるものと認識しています。  公益法人は、その公益目的事業を行に当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはなりません(法5条、14条)。公益法人は、公益目的事業に係る法人税が非課税になるなど税の優遇措置を受けることになりますが、この「収支相償の基準」は、公益法人が税制上の優遇を受けるための重要な前提となっています。  収支相償かどうかについては、二段階で判断します。まず、第一段階では、公益目的事業単位で事業に間に開けた収入・費用を比較し、次に第二段階で、第一段階を満たす事業の収入・費用も含め、公益目的事業を経理する会計全体の収入・費用を比較します(公益認定等ガイドライン)。	公益認定法第5条第6号、第14条	現行制度下で対応可能	公益法人は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する公益目的事業を行うことを主たる目的としており、その実施により受益者の範囲が拡大していくことを志向しています。収支相償の計算を行なうことは、法人が実施する公益目的事業に開けた収入を、法人自らが把握しやすくなる効果があり、公益法人が公益目的事業を拡大していくのに適した組みとなっています。  なお、複数の公益目的事業がある場合には、事業ごとに収支相償の計算を行ないますが、各事業が類似、関連し、公益目的事業を一つにまとめた方が事業を実施していく上で公益の増進を図りやすい場合には、適宜まとめることが可能であり、その場合には、二段階で判断する必要はなく、一段階で収支相償の計算を行うことが可能です。	
281208005	28年12月8日	29年1月16日	29年1月31日	公益法人の収支相償原則の更なる彈力的運用(赤字の線越し)	(具体的な提案内容) 収支相償原則の更なる弹力的運用について、第三点として、ある事業年度で生じた赤字につき、翌事業年度以降への繰り越しを認めること。  (提案理由) 収支相償原則について、単年度で剩余金が生じた場合には翌年度以降での解消を求められるものの、逆に損失が生じた場合には翌年度以降での埋め合わせが認められないという非対称なものとなっていました。また、そのため、単年度で損失が生じた場合には正味財産を取り崩さざるを得ないことがあります。法人の規模縮小につながるほか、小規模法人にとっては法人自体の存立基盤を危うくさせる結果となっていました。  中長期的に収支を均衡せざるとい収支相償原則の本来の趣旨に照らせば、単年度の損失が生じた場合には翌年度以降への繰り越しを認めるべきである。	新経済連盟	内閣府	公益認定制度は、事業を実施している一般(社団・財団)法人が、自らの判断により行政(内閣府又は都道府県)に申請を行い、公益認定法に定める基準に適合していれば、当該法人に公益認定がされるという仕組みです。その効果として、行政の一定の監督があることによる法人の信用力の向上や、法人税や寄附金に係る税制上の優遇による事業支援等があるものと考えています。このように公益認定制度は、法人が事業を実施することを何を妨げるものではなく、いわゆる「規制行政」とは異なるものと認識しています。  公益法人は、その公益目的事業を行に当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはなりません(法5条、14条)。公益法人は、公益目的事業に係る法人税が非課税になるなど税の優遇措置を受けることになりますが、この「収支相償の基準」は、公益法人が税制上の優遇を受けるための重要な前提となっています。  特定費用準備資金の積立については、「当該資本の目的である活動を行うことを見込まれること」、「積立て度額が合理的に算定されていること」など認定法施行規則第18条第3項各号の要件を満たすものでなければなりません(府令第18条)。	公益認定法第5条第6号、第14条、施行規則第18条	現行制度下で対応可能	公益認定法における収支相償の基準は、必ずしも単年度で満たすこと求めているのではなく、法人が実施する公益目的事業が拡大していくことを想定し、複数年度を通じて収支が均衡する場合には「違反」と取り扱うものではありません。内閣府では、こうした法律の趣旨を踏まえ、各法人の収支相償の基準適合性の確認をしています。さらに、こうした運用が各行政府でも徹底されるようブロック会議等を通じて積極的に情報共有を行っているところです。  また、特定費用準備資金については、将来の公益目的事業を見据えて柔軟に活用することが可能であり、例えば予備費等、将来の一般的な備えや資金繰りのために保有している資金を特定費用準備資金とすることはできませんが、将来の収支の変動に備えて自主的に積み立てる資金については、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、活動見込みや積立限度額の見積もりが可能であるなどの場合には、特定費用準備資金とすることが可能です。	
281208006	28年12月8日	29年1月16日	29年1月31日	公益法人の事業内容の変更につき、認定を要しない「軽微な変更」の範囲の明確化と拡大	(具体的な提案内容) 公益認定法第11条第1項に基づく公益法人の事業内容の変更に当たっては、同法施行規則第7条で定める「軽微な変更」に該当するものについて、行政の認定を要しないこととされています。同条第3号では、「軽微な変更」に該当するものについて、「公益目的事業…の内容の変更であつて…申請書の記載事項の変更を伴わないもの」と定められており、更に、同法のよくある質問(FAQ)において「事業の公益性についての判断が明らかに変わらざる場合は、申請書の参考情報として記載されているに過ぎない事項の変更と認められる場合は、申請書の記載事項の変更を伴わないものとして、変更内容が公益目的事業としての要件を満たしているかどうかに影響のないものについては、上記「よくある質問」のケースに該当すると考え、変更認定を要しないこととされています。また、具体的にどのようなものであれば、このようなケースに該当するのか、担当者向けマニュアル等で明確にすること。  さらに、事業内容の変更時に上記のような問題が生じないよう、法人設立時の公益認定に係る申請書の記載事項についても、具体的にどのような記載が必要であり、どのような記載が参考情報に該当するか、申請者向けの手引き・担当者向けマニュアル等で明確にすること。  (提案理由) 例えば、公益目的事業の一環として実施する個別イベントの会場の変更などのように極めて些細な変更でも、「軽微な変更」に該当しないとして扱われ、変更認定の申請を求められている実態がある。行政庁が変更認定を要すると指導する対象範囲が広すぎるため、法人の事務負担を過度に増やしているため改善の必要がある。	新経済連盟	内閣府	公益認定制度は、事業を実施している一般(社団・財団)法人が、自らの判断により行政(内閣府又は都道府県)に申請を行い、公益認定法に定める基準に適合していれば、当該法人に公益認定がされるという仕組みです。その効果として、行政の一定の監督があることによる法人の信用力の向上や、法人税や寄附金に係る税制上の優遇による事業支援等があるものと考えています。このように公益認定制度は、法人が事業を実施することを何を妨げるものではなく、いわゆる「規制行政」とは異なるものと認識しています。  公益法人は、公益目的事業の種類又は内容の変更をしようとする場合は、行政の認定を受けなければなりません(法11条)。ただし、内閣府にて定める軽微な変更についての限りではなく、変更届出で足りるとしています(同条ただし書き及び法13条)。そして、この「軽微な変更」の一形態として「公益目的事業の内容の変更であつて、申請書の記載事項の変更を伴わないもの」である場合は、変更届出でよいこととされています。(府令7条3号)	公益認定法第11条第13号、施行規則第7条	現行制度下で対応可能	公益目的事業の内容の変更であっても、公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合など、事業の公益性についての判断が明らかに変わらないと認められる場合は、変更認定ではなく、変更届出の手続きを行なうことになります。また、変更認定が必要か、変更届出で足りるのか分かりづらいとの声を踏まえ、平成29年1月に「公益目的事業に係る変更認定、変更届出ガイド」を作成・公表したところです。同ガイドでは、具体的な事例を参照しながら、変更認定申請が必要な場合、変更届出でよい場合の判断に関する基本的な考え方等を示しています。  申請書の記載事項について、申請された公益目的事業の内容によって、公益性の判断に必要な情報は大きく異なってきます。概要(「必須事項」、「参考情報」)を明示することはできませんが、どのような内容を記載すべきかについては、「申請の手引き・公益認定編」に記載しているところです。	